

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT 協定) 2.9.1 に基づくものです。〕

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の改正について

下記のとおり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の改正を行う予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の改正について

2. 対象品目

メトキシクロルとして、「メトキシ〔2, 2, 2-トリクロロ-1-(メトキシフェニル)エチル〕ベンゼン」、デクロランプラスとして、「1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a-ドデカヒドロ-1, 4:7, 10-ジメタノジベンゾ〔a, e〕〔8〕アンヌレン」、UV-328 として、「2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ビス(2-メチルブタン-2-イル)フェノール」

デクロランプラスが使用されている以下の製品：

- 樹脂に防炎性能を与えるための調整添加剤
- シリコーンゴム
- 潤滑油
- 接着剤及びテープ
- 電気・電子製品の部品・ハウジング・電気配線・ケーブル

UV-328 が使用されている以下の製品：

- 塗料及びワニス
- 潤滑油
- 接着剤、テープ及びシーリング用の充填料
- プラスチック用紫外線吸収剤

一定期間使用を認める物質とその用途

- デクロランプラス

期日：令和12年2月26日まで

用途：防衛産業で用いる断熱材の製造

3. 趣旨及び目的

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において廃絶とすべき対象物質に追加されたメトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328 による環境汚染を防止するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に、メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328 を指定する。

また、第一種特定化学物質による環境汚染を防止するため、デクロランプラス及びUV-328 が使用されている製品を輸入禁止製品に指定するとともに、デクロランプラスについては一定期間使用を認める用途を指定する。

4. 公布予定

令和6年12月頃

5. 施行予定

令和7年2月頃（メトキシクロル、デクロランプラス及びUV-328の第一種特定化学物質等の指定）

令和7年6月頃（デクロランプラス及びUV-328の輸入禁止製品の指定）

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質安全室

TEL 03-3501-0605

7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から60日後